

それでは皆さん、ゆうちゃん。

第3章では、**職業の範囲の境界線ってどうやって決まるの？**ということを理解するために、『職業の範囲と具体例』をクイズで学んでいきましょう！

ゆうちゃんには、皆さんの代表として答えてもらうので、頑張ってね～！

ゆうちゃん：「はい！皆さんの代表として正解できるように、頑張ります！」

はい。では、さっそく進めましょう。

1. 理容業・美容業との職業の境界線

それでは、ゆうちゃん！ いよいよ質問です。
今まで、学んできたことを思い出しながら、○か×で答えてね。

ゆうちゃん：「はい！」

《質問①》 では、質問です。

「胸元のデコルテを含まない、首から上のお顔だけの美顔施術については、
理容師 又は 美容師 の職業の範囲である。」

理容師又は美容師の職業の範囲ということは、
理容師・美容師の免許を持たないエステティシャンは行ってはいけないということね。

さて、これは○か×どちらでしょう？

ゆうちゃん：「これは簡単！総務省のエステティック業の職業の範囲に、美顔術業
って書いてあったから、エステティシャンが行っても良い！
だから答えは、×！」

ゆうちゃん、残念ながら答えは○なのです～！

ゆうちゃん：「え～(^o^)、総務省のエステティック業の職業の範囲に、美顔術業
って書いてあったのに～(ー_ー)!!!」

第3章 職業の範囲の境界線ってどうやって決まるの？

そうね。確かにそう書いてあったわよね～。

1問目から、ひっかけ問題みたいな質問だったけど、とても大事なことなので、正しく理解しましょうね。

ゆうちゃん：「はい。」

胸元のデコルテを含まない、首から上のお顔だけの美顔施術は、エステティシャンが、**能力的に《できる、できない》**ということではなくて、職業の範囲として、国家資格による免許を必要とする理容師・美容師さんのお仕事だということね。

なので、国家資格による免許を持たないエステティシャンが行うと、理容師法・美容師法違反になるの。

ゆうちゃん：「え～～??? どういうこと～?」

はい。それではゆうちゃん、第1章を少し思い出してみましょう。
新しい職業は、どうやってできるんだったかしら？

ゆうちゃん：「えっと、あっそうそう！世の中が発展していく過程で、元々あった職業が細分化されたり、全く新しいテクノロジーによって、新しい職業ができるのよね。」

そうでしたね。

それでは、エステティック業やネイルサービス業は、何から細分化されてたかしら？

ゆうちゃん：「美容業です！」

そうでしたね～～。では、ゆうちゃん！

元々美容師さんが行っていた美顔術やネイルケアは、エステティック業やネイルサービス業が産業として独立した後、美容師さんはエステティックケアやネイルケアは行なえなくなったのかな？

ゆうちゃん：「あっ！そんなことないわ。

もともと、国家資格による免許を持っている美容師さんが行っていたんだから、美容師さんはそのまま行えると思うわ。けど～～？

そうしたら美容師さんは、エステティシャンのお仕事は、全部できるの？」

ゆうちゃん、いいところに気が付きましたね。

第3章 職業の範囲の境界線ってどうやって決まるの？

エステティック業に関連する職業と職業の境界線を決めるのは、
国の省庁の **厚生労働省** です。

その職業の境界線を正しく学んで、
エステティシャンが「行える施術」と「行えない施術」
そして、「状況に応じて守らなければいけない法律」を理解しましょうね。

ゆうちゃん：「はい！」

理容師・美容師さんは国家資格による免許が必要でしょ？

だけど、エステティック業が産業として発展していく過程で、
理容師や美容師の免許を持たない自由業の人が、**エステティシャン**として、
《**全身美容**》や《**フェイシャルケア**》を行うサロンが増えたんですね。

そこで、理容師・美容師さんたちが **厚生労働省** へ、
「《**全身美容**》や《**フェイシャルケア**》の施術は、国家資格を持つ、
理容師・美容師の職業の範囲ではないのですか？」と、質問したのね。

その質問に対して **厚生労働省** が回答した通知が、
この理容業・美容業とエステティック業の職業の境界線になっているんです。

まずは、1967年（昭和42年）の、《**全身美容**》の範囲についての質問への回答ね。
（昭和42年2月16日 環衛第7030号 抜粋）

その内容は、美容師法の定義に基づいて考えても、
『**美容** は通常首から上の容姿を美しくするために用いられるものであり、
それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるもの。』
とされたんです。

『《**全身美容**》は、現行の美容師法における **美容** には該当しない。』ということね。
その回答の解釈から《**全身美容**》は、エステティシャン側になったんです。

だけど、その時の回答で、
『《**全身美容**》の目的で不特定多数の人に入浴施設を使用する場合は、
【**公衆浴場法**】の適用がある。』とされました。

なので、エステティックサロンで、
「不特定多数の人に入浴施設を使用する場合は、店舗所在地の保健所に届ける必要
がある」ということも覚えておいてね。

第3章 職業の範囲の境界線ってどうやって決まるの？

そして、1981年（昭和56年）の《美顔施術》の範囲についての通知は、
（昭和56年4月25日 環指第77号 抜粋）

『美顔施術を行うに当たって、公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。』とされました。

これらの2つの通知から、

「首から上のお顔だけの美顔施術は、公衆衛生を学んだ、
国家資格による免許を持った理容師・美容師の職業の範囲」となっているんです。

そして、これには続きがあって、

『いわゆる美顔施術であっても、簡単なマッサージ、肌の汚れ落とし程度のものである場合には、理容師法及び美容師法のいずれの対象ともならない。』

となっています。

それではこれが、エステティック業の美顔施術に当てはまるかというと、この内容は、化粧品販売のサービスとして行う程度の施術であって、お客様の悩みに対応する施術が多い

「エステティック業の美顔施術は対象にはならない」と解釈されたのね。

だけど、さっき ゆうちゃん が言っていたように、総務省の日本標準産業分類のエステティック業の職業の範囲には、

《美顔術業》も含まれていたわよね。

これらのことから、エステティック業の美顔施術は、厚生労働省の通知や総務省の職業の定義に則って、

『現行の美容師法における「美容」には該当しない。』とされた、

《全身美容》の一部として、首から上のお顔だけではなく、胸元のデコルテを含めた皮膚の美化（すなわちスキンケア）が行われているんです。

ゆうちゃん：「そういうことなんだあ〜〜〜（*’▽’）」

ゆうちゃん、ここは少し分かりにくいと思うけど、
職業の範囲の境界線がどうやって決まるのかは、理解できたかな？

ゆうちゃん：「うん。わかった〜。」

2. 医業類似行為との職業の境界線

《質問②》 それでは、次の質問に行きましょう！

「エステティックサロンやリラクゼーションサロンでは、
小顔矯正 や 骨盤矯正 などの 骨格矯正 や、
疲労回復のためのマッサージ を行っても良い。」

ゆうちゃん： 「これは分かる！ バツ～～！」

はい！ 正解～～～(*^▽^*)

ゆうちゃん： 「やったあ！」

それではここで、今まで学んできた復習も兼ねて、

【エステティック業・リラクゼーション業】に関連する職業の境界線
を見てみましょう。

先ほどの質問では、

この理容業・美容業とエステティック業の境界線を学びましたね。

そして、第2章では、

《エステティック業と医業類似行為を業とする者には、
リラクゼーション業は含まれる》ということと、

他の職業の方たちが、消費者から見て、

《皮膚を美化して体型を整える 全身美容目的 の施術サービスを提供していれば、
法的にはエステティック業と同じ法律で規制される》ということ学びましたね。

今回の質問は、この次の、エステティック業とリラクゼーション業と、
医業類似行為の職業の境界線です。

ここでも、エステティック業が産業として発展していく過程で、医業類似行為を業と
する国家資格による免許を持たないエステティシャンが、《耳つぼ瘦身法》や《リ
ンパマッサージ》などと表現する広告を出したり、施術を行うサロンが増えたのね。

その上、技術的にも強い施術で青あざができたり、後遺症が残るような、
身体への被害も多くあったんです。

第3章 職業の範囲の境界線ってどうやって決まるの？

そこで、**医業類似行為** を業とする方たちは **厚生労働省** へ、
広告表記についてや、職業の範囲についての質問をしたんです。

それらの質問に対して、
厚生労働省から 1963 年（昭和 38 年）に回答されている通知では、

《**あん摩**》に対しての定義（昭和 38 年 1 月 9 日 医発第 8 号）

「あん摩とは、人体についての**病的状態の除去又は疲労の回復という生理的効果の実現を目的**として行なわれ、かつ、その効果を生ずることが可能な、**もむ、おす、たたく、摩擦するなどの行為の総称**である。」

1978 年（平成 53 年）の通知（昭和 53 年 9 月 18 日 医事第 82 号 抜粋）では、

「**瘦身の目的で耳のいわゆるつぼを特定し、はり（その長さは問わない）をもって刺激を与えるいわゆる耳針法による瘦身法**は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第一条に定めるはりに含まれる。」

2003 年（平成 15 年）の通知（平成 15 年 11 月 18 日 医政医発第 1118001 号 抜粋）では、

「**施術者の体重をかけて対象者が痛みを感じるほどの相当程度の強さ**をもって行うなど、あん摩マッサージ指圧師が行わなければ、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為については、あん摩マッサージ指圧に該当する。」

これらの通知の内容から、

「**皮膚・筋肉・骨関節に外的負荷を及ぼす行為など、人の健康に害を及ぼすおそれのある行為**」を行うには、
医業類似行為の職業の免許が必要になるということになっているんです。

このように、厚生労働省の通知の内容や、
総務省の日本標準産業分類の職業の定義などから、

医業類似行為の国家資格による免許を持たない
エステティシャンやセラピストなどは、
小顔矯正や骨盤矯正などの骨格矯正や、
疲労回復のためのマッサージは行えないということね。

第3章 職業の範囲の境界線ってどうやって決まるの？

第3章では、**職業の範囲ってどうやって決まるの？**

ということを理解するために、《**職業の範囲の具体例**》として、自由業である、エステティック業とリラクゼーション業と、国家資格による免許が必要な理容師・美容師と医業類似行為との職業の境界線を学びました。

次の第4章も《**施術と化粧品・美容機器に関する法律**》について、引き続き、クイズで学んでいきますよ～♪

ゆうちゃん：「はい。」

それでは、第4章をお楽しみに！

【参考文献など】

厚生労働省 ホームページ 《健康・医療》

総務省 ホームページ 《日本標準産業分類》

公益財団法人 日本エステティック研究財団 発行

『これだけは知っておきたい！

～ エステティックのコンプライアンス ～』